以外のものに〇・〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇四）を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち13に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇一）を、13に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇〇一（13に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇四）を、市町村立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇五一を、平成十五年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二六七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二〇四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五三を、平成十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六五を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二五四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一九一を、十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五四を、平成十六年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二九六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六七を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二五七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一九三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一八〇を、市場公募都市の平成十八年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一四一を、市場公募都市以外の市町村の平成十七年度における市町村立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二五四を、平成十三年度以前からの継続事業